

医政発 0907 第 2 号  
令和 3 年 9 月 7 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画の達成時期等について  
(通知)

歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的事項については、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(平成 24 年厚生労働省告示第 438 号)に示しており、その目標・計画に関しては「おおむね 10 年後を達成期間として設定する」としている。

一方、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的事項については、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的事項」(平成 24 年厚生労働省告示第 430 号)に示されている。

令和 3 年 1 月 21 日に開催された第 43 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において、都道府県等の策定する医療計画等の期間と調和を図る観点から、健康日本 21 の期間及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の達成期間を 1 年延長することが了承された(別添 1 及び別添 2)。

これを踏まえ、今般、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画の達成期間について、平成 34 年度(2022 年度)までとされていたところ、令和 5 年度(2023 年度)までとすることとしたのでお知らせする。

また、別添 2 に記載のとおり、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項については、健康日本 21(第二次)の最終評価と連携を図りながら、令和 4 年(2022 年)夏頃を目途に最終評価の報告書を作成し、令和 5 年(2023 年)春頃を目途に次期基本的事項を公表することとしており、令和 6 年度(2024 年度)から実際に次期基本的事項の開始を予定している。

貴職におかれましては、貴管下の関係諸機関等に対して周知方願います。